

事業概要調書

【国民健康保険特別会計】

健康推進部 国保医療課

款	2	項	1	目	1	一般被保険者療養給付費	新規・継続
事業名	療養給付費保険者負担金						
平成30年度当初予算 事業費総額	9,010,680千円						
平成29年度当初予算 事業費総額	9,436,800千円						
平成29年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
平成28年度決算 事業費総額	8,942,804千円						
根拠法令等	国民健康保険法						
<p>①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)</p> <p>この事業は、一般被保険者の疾病や負傷に関して行うもので、療養を目的とした診察、投薬、病院への入院などの一連の医療サービスを給付するものです。診療報酬等に応じて、保険者が保険医療機関等に支払う費用であり、医療費(10割)から被保険者が窓口で支払った一部負担金を除いた7割(8割もあり)を支払うものです。</p> <p>※ 一般被保険者とは、退職被保険者等以外の被保険者です。</p> <p>②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)</p> <p>全国の各市町村が国民健康保険の保険者であり、同様に事業を実施しています。</p>							

③市民参加の実施の有無とその内容					
なし					
④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		04	県支出金	普通交付金	9,010,680
	計				9,010,680
	歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)
19		01	負担金	9,010,680	
計				9,010,680	
⑤その他(その他必要事項及び添付資料)					
なし					

事業概要調書

【国民健康保険特別会計】

健康推進部 国保医療課

款	2	項	1	目	2	退職被保険者等療養給付費	新規・ <input checked="" type="checkbox"/> 継続
事業名		療養給付費保険者負担金					
平成30年度当初予算事業費総額		72,600千円					
平成29年度当初予算事業費総額		188,400千円					
平成29年度補正後予算事業費総額(12月末現在)							
平成28年度決算事業費総額		237,456千円					
根拠法令等		国民健康保険法					
<p>①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)</p> <p>この事業は、退職被保険者等の疾病や負傷に関して行うもので、療養を目的とした診察、投薬、病院への入院などの一連の医療サービスを給付するものです。</p> <p>診療報酬等に応じて、保険者が保険医療機関等に支払う費用であり、医療費(10割)から被保険者が窓口で支払った一部負担金を除いた7割(8割もあり)を支払うものです。</p> <p>※ 退職被保険者等とは、厚生年金等被用者年金の加入期間が20年以上または40歳以降に10年以上あって、その年金の受給権を取得している65歳未満の被保険者及び被保険者の被扶養者です(平成26年度末で経過措置終了)。</p> <p>②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)</p> <p>全国の各市町村が国民健康保険の保険者であり、同様に事業を実施しています。</p>							

③市民参加の実施の有無とその内容					
なし					
④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		04	県支出金	普通交付金	72,600
	計				72,600
歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)	
	19	01	負担金	72,600	
計				72,600	
⑤その他(その他必要事項及び添付資料)					
なし					

事業概要調書

【国民健康保険特別会計】

健康推進部 国保医療課

款	2	項	1	目	3	一般被保険者療養費	新規・継続
事業名		療養費保険者負担金					
平成30年度当初予算 事業費総額		160,200千円					
平成29年度当初予算 事業費総額		177,600千円					
平成29年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
平成28年度決算 事業費総額		171,900千円					
根拠法令等		国民健康保険法					

①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)

この事業は、一般被保険者の疾病や負傷に関して行うものですが、保険医療機関等以外の柔道整復師等の施術やコルセット等の治療用装具で療養費の取扱いが行われている場合等に療養費を給付するものです。

原則、被保険者の申請に基づき、保険者が被保険者に対して支払う費用であり、医療費(10割)から被保険者の一部負担金相当額を除いた7割(8割もあり)を支払うものです。

②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)

全国の各市町村が国民健康保険の保険者であり、同様に事業を実施しています。

③市民参加の実施の有無とその内容  
なし

④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		04	県支出金	普通交付金	160,200
	計				160,200
	歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)
19		01	負担金	160,200	
計				160,200	

⑤その他(その他必要事項及び添付資料)

なし

事業概要調書

【国民健康保険特別会計】

健康推進部 国保医療課

款	2	項	1	目	4	退職被保険者等療養費	新規・継続
事業名	療養費保険者負担金						
平成30年度当初予算 事業費総額	1,080千円						
平成29年度当初予算 事業費総額	3,600千円						
平成29年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
平成28年度決算 事業費総額	3,721千円						
根拠法令等	国民健康保険法						
<p>①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)</p> <p>この事業は、退職被保険者等の疾病や負傷に関して行うものですが、保険医療機関等以外の柔道整復師等の施術やコルセット等の治療用装具で療養費の取扱いが行われている場合等に療養費を給付するものです。</p> <p>原則、被保険者の申請に基づき、保険者が被保険者に対して支払う費用であり、医療費(10割)から被保険者の一部負担金相当額を除いた7割(8割もあり)を支払うものです。</p> <p>②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)</p> <p>全国の各市町村が国民健康保険の保険者であり、同様に事業を実施しています。</p>							

③市民参加の実施の有無とその内容					
なし					
④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		04	県支出金	普通交付金	1,080
	計				1,080
	歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)
19		01	負担金	1,080	
計				1,080	
⑤その他(その他必要事項及び添付資料)					
なし					

事業概要調書

【国民健康保険特別会計】

健康推進部 国保医療課

款	2	項	2	目	1	一般被保険者高額療養費	新規・継続
事業名		高額療養費負担金					
平成30年度当初予算事業費総額		1,287,120千円					
平成29年度当初予算事業費総額		1,209,600千円					
平成29年度補正後予算事業費総額(12月末現在)							
平成28年度決算事業費総額		1,229,137千円					
根拠法令等		国民健康保険法					

①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)

一般被保険者が1か月に医療機関に支払った自己負担額が下表の自己負担限度額を超えた場合、超えた金額を給付する費用です。

○ 自己負担額一覧

・70歳未満の被保険者

所得区分(基礎控除後の総所得金額等)	自己負担限度額(3回目まで)
ア:901万円超の世帯	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%
イ:600万円超901万円以下の世帯	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%
ウ:210万円超600万円以下の世帯	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%
エ:210万円以下の世帯	57,600円
オ:住民税非課税の世帯	35,400円

・70歳以上の被保険者

[平成30年7月まで]

所得区分	自己負担限度額(3回目まで)
現役並み所得者:課税所得145万円以上の者	外来[個人]57,600円・外来+入院[世帯]80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%
一般:課税所得145万円未満の者	外来[個人]14,000円(年間上限額144,000円)・外来+入院[世帯]57,600円
Ⅱ:住民税非課税の者	外来[個人]8,000円・外来+入院[世帯]24,600円
Ⅰ:住民税非課税で主に年金収入が80万円以下の者	外来[個人]8,000円・外来+入院[世帯]15,000円

③市民参加の実施の有無とその内容

なし

④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		04	県支出金	普通交付金	1,287,120
計				1,287,120	
歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)	
	19	01	負担金	1,287,120	
計				1,287,120	

⑤その他(その他必要事項及び添付資料)

なし

[平成 30 年 8 月から]

所得区分	自己負担限度額（3回目まで）
課税所得 690 万円以上の者	252,600 円 + (医療費の総額 - 842,000 円) × 1%
課税所得 380 万円以上 690 万円未満の者	167,400 円 + (医療費の総額 - 558,000 円) × 1%
課税所得 145 万円以上 380 万円未満の者	80,100 円 + (医療費の総額 - 267,000 円) × 1%
一般：課税所得 145 万円未満の者	外来[個人]18,000 円(年間上限額 144,000 円)・外来+入院[世帯]57,600 円
Ⅱ：住民税非課税の者	外来[個人]8,000 円・外来+入院[世帯]24,600 円
Ⅰ：住民税非課税で主に年金収入が 80 万円以下の者	外来[個人]8,000 円・外来+入院[世帯]15,000 円

②他自治体の類似する政策等（他の自治体の類似する政策等との比較検討）

全国の各市町村が国民健康保険の保険者であり、同様に事業を実施しています。

事業概要調書

【国民健康保険特別会計】

健康推進部 国保医療課

款	2	項	2	目	2	退職被保険者等高額療養費	新規・ <input type="checkbox"/> 継続
事業名		高額療養費負担金					
平成30年度当初予算事業費総額		17,520千円					
平成29年度当初予算事業費総額		32,400千円					
平成29年度補正後予算事業費総額(12月末現在)							
平成28年度決算事業費総額		40,950千円					
根拠法令等		国民健康保険法					
①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)							
退職被保険者等が1か月に医療機関に支払った自己負担額が下表の自己負担限度額を超えた場合、超えた金額を給付する費用です。							
○ 自己負担額一覧							
所得区分(基礎控除後の総所得金額等)		自己負担限度額(3回目まで)					
ア:901万円超の世帯		252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%					
イ:600万円超901万円以下の世帯		167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%					
ウ:210万円超600万円以下の世帯		80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%					
エ:210万円以下の世帯		57,600円					
オ:住民税非課税の世帯		35,400円					
②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)							
全国の各市町村が国民健康保険の保険者であり、同様に事業を実施しています。							

③市民参加の実施の有無とその内容					
なし					
④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		04	県支出金	普通交付金	17,520
	計				17,520
	歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)
19		01	負担金	17,520	
計				17,520	
⑤その他(その他必要事項及び添付資料)					
なし					

事業概要調書

【国民健康保険特別会計】

健康推進部 国保医療課

款	2	項	5	目	1	出産育児一時金	新規・ <input checked="" type="checkbox"/> 継続
事業名	出産育児一時金						
平成30年度当初予算 事業費総額	60,900千円						
平成29年度当初予算 事業費総額	50,400千円						
平成29年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
平成28年度決算 事業費総額	58,257千円						
根拠法令等	入間市国民健康保険条例						
<p>①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)</p> <p>被保険者の出産及び育児の費用負担の軽減を目的に、一時金を支給するための費用です。</p> <p>給付額は42万円(産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は40万4千円)です。</p> <p>※産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺のお子さまとご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的に創設された制度です。制度の運営は、公益財団法人日本医療機能評価機構が行っています。</p> <p>②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)</p> <p>全国の各市町村が国民健康保険の保険者であり、同様に事業を実施しています。</p>							

③市民参加の実施の有無とその内容					
なし					
④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		06	繰入金	出産育児一時金繰入金	40,600
		計			40,600
	歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)
		19	02	補助及び交付金	60,900
		計			60,900
	⑤その他(その他必要事項及び添付資料)				
	なし				



事業概要調書

【国民健康保険特別会計】

健康推進部 国保医療課

款	2	項	6	目	1	葬祭費	新規・継続
事業名		葬祭費補助金					
平成30年度当初予算 事業費総額				13,000千円			
平成29年度当初予算 事業費総額				13,000千円			
平成29年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
平成28年度決算 事業費総額				12,750千円			
根拠法令等		入間市国民健康保険条例					

①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)  
 被保険者が亡くなったとき、その者の葬儀を行う者に対して支給する費用です。  
 支給額は5万円です。

②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)  
 全国の各市町村が国民健康保険の保険者であり、同様に事業を実施しています。

③市民参加の実施の有無とその内容  
 なし

④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		計			
歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)	
		19	02	補助及び交付金	13,000
		計			13,000

⑤その他(その他必要事項及び添付資料)  
 なし

事業概要調書

【国民健康保険特別会計】

健康推進部 国保医療課

款	3	項	1	目	1	一般被保険者医療給付費分	新規・継続
事業名		一般被保険者医療給付費分					
平成30年度当初予算事業費総額		2,771,816千円					
平成29年度当初予算事業費総額		0千円					
平成29年度補正後予算事業費総額(12月末現在)							
平成28年度決算事業費総額		0千円					
根拠法令等		国民健康保険法					
<p>①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)</p> <p>平成30年度からの国民健康保険の県広域化により、財政責任の主体を県が担うこととなります。これに伴い、市の保険給付に要する費用は、全額県より交付されることになることから、市が負担すべき費用のうち、一般被保険者の医療給付に係る費用を県に納付するものです。</p> <p>②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)</p> <p>全国の各市町村が、各都道府県に納付金を納付します。</p>							

③市民参加の実施の有無とその内容					
なし					
④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		01	国民健康保険税	医療給付費分現年課税分(一般被保険者)	2,191,815
		計			2,191,815
	歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)
		19	01	負担金	2,771,816
		計			2,771,816
	⑤その他(その他必要事項及び添付資料)				
	なし				

事業概要調書

【国民健康保険特別会計】

健康推進部 国保医療課

款	3	項	1	目	2	退職被保険者等医療給付費分	新規・継続
事業名		退職被保険者等医療給付費分					
平成30年度当初予算事業費総額		15,609千円					
平成29年度当初予算事業費総額		0千円					
平成29年度補正後予算事業費総額(12月末現在)							
平成28年度決算事業費総額		0千円					
根拠法令等		国民健康保険法					
<p>①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)</p> <p>平成30年度からの国民健康保険の県広域化により、財政責任の主体を県が担うこととなります。これに伴い、市の保険給付に要する費用は、全額県より交付されることになることから、市が負担すべき費用のうち、退職被保険者等の医療給付に係る費用を県に納付するものです。</p> <p>②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)</p> <p>全国の各市町村が、各都道府県に納付金を納付します。</p>							

③市民参加の実施の有無とその内容					
なし					
④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		01	国民健康保険税	医療給付費分現年課税分(退職被保険者等)	15,609
	計				15,609
	歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)
19		01	負担金	15,609	
計				15,609	
⑤その他(その他必要事項及び添付資料)					
なし					

事業概要調書

【国民健康保険特別会計】

健康推進部 国保医療課

款	3	項	2	目	1	一般被保険者後期高齢者 支援金等分	新規・継続
事業名		一般被保険者後期高齢者支援金等分					
平成30年度当初予算 事業費総額			997,173千円				
平成29年度当初予算 事業費総額			0千円				
平成29年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
平成28年度決算 事業費総額			0千円				
根拠法令等			国民健康保険法				
<p>①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)</p> <p>平成30年度からの国民健康保険の県広域化により、財政責任の主体を県が担うこととなります。これに伴い、これまで市が行っていた後期高齢者医療制度への支援金に係る事務は、県が行うことになることから、市が負担すべき費用のうち、一般被保険者の後期高齢者医療制度の支援に係る費用を県に納付するものです。</p> <p>②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)</p> <p>全国の各市町村が、各都道府県に納付金を納付します。</p>							

③市民参加の実施の有無とその内容					
なし					
④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		01	国民健康保険税	後期高齢者支援金分現年課税分(一般被保険者)	639,281
	計				639,281
	歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)
19		01	負担金	997,173	
計				997,173	
⑤その他(その他必要事項及び添付資料)					
なし					

事業概要調書

【国民健康保険特別会計】

健康推進部 国保医療課

款	3	項	2	目	2	退職被保険者等後期高齢者支援金等分	新規・継続
事業名		退職被保険者等後期高齢者支援金等分					
平成30年度当初予算事業費総額		5,901千円					
平成29年度当初予算事業費総額		0千円					
平成29年度補正後予算事業費総額(12月末現在)							
平成28年度決算事業費総額		0千円					
根拠法令等		国民健康保険法					
<p>①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)</p> <p>平成30年度からの国民健康保険の県広域化により、財政責任の主体を県が担うこととなります。これに伴い、これまで市が行っていた後期高齢者医療制度への支援金に係る事務は、県が行うことになることから、市が負担すべき費用のうち、退職被保険者等の後期高齢者医療制度の支援に係る費用を県に納付するものです。</p> <p>②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)</p> <p>全国の各市町村が、各都道府県に納付金を納付します。</p>							

③市民参加の実施の有無とその内容					
なし					
④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		01	国民健康保険税	後期高齢者支援金分現年課税分(退職被保険者等)	5,163
	計				5,163
	歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)
19		01	負担金	5,901	
計				5,901	
⑤その他(その他必要事項及び添付資料)					
なし					

事業概要調書

【国民健康保険特別会計】

健康推進部 国保医療課

款	3	項	3	目	1	介護納付金分	新規・継続
事業名	介護納付金分						
平成30年度当初予算 事業費総額	334,111千円						
平成29年度当初予算 事業費総額	0千円						
平成29年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
平成28年度決算 事業費総額	0千円						
根拠法令等	国民健康保険法						
<p>①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)</p> <p>平成30年度からの国民健康保険の県広域化により、財政責任の主体を県が担うこととなります。これに伴い、これまで市が行っていた介護保険制度への納付金に係る事務は、県が行うことになることから、市が負担すべき費用を県に納付するものです。</p> <p>②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)</p> <p>全国の各市町村が、各都道府県に納付金を納付します。</p>							

③市民参加の実施の有無とその内容					
なし					
④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		01	国民健康保険税	介護納付金分現年課税分(一般被保険者)	199,183
		01	国民健康保険税	介護納付金分現年課税分(退職被保険者等)	3,680
	計				202,863
	歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)
		19	01	負担金	334,111
		計			
	⑤その他(その他必要事項及び添付資料)				
	なし				

事業概要調書

【国民健康保険特別会計】

健康推進部 国保医療課

款	5	項	1	目	2	疾病予防費	新規・継続
事業名	健康保持増進事業						
平成30年度当初予算 事業費総額	12,668千円						
平成29年度当初予算 事業費総額	12,952千円						
平成29年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)	12,969千円						
平成28年度決算 事業費総額	11,623千円						
根拠法令等	入間市国民健康保険条例						

①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)

生活習慣病等の予防及び健康の自己管理をしていただくために実施する次の事業の費用です。

・糖尿病性腎症重症化予防事業

医療費の適正化、被保険者の日常生活の負担軽減及び生活の質(QOL)の低下を防ぐことを目的に、糖尿病性腎症の重症化による人工透析への移行を抑制するための保健指導と受診勧奨を実施する事業です。

平成28年度から埼玉県の大規模な共同事業に参加しています。

- ・健康レベルアップキャンペーンの実施(簡易健康度測定、健康相談)
- ・生活習慣病予防等に関するポスター作成
- ・埼玉県が実施するコバトン健康マイレージ事業へ参加

②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)

・糖尿病性腎症重症化予防事業

埼玉県内でも平成26年度から入間市を含め19市町が実施しており、平成29年度には47市町が実施しています。

埼玉県共同事業は、埼玉モデルとして全国に展開されている事業です。

③市民参加の実施の有無とその内容

生活習慣病等の予防に関するポスターの掲示に、市内医療機関、区長会、商工会、郵便局、いるま野農業協同組合、大型小売店、商店街が協力しています。

④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		04	県支出金	特別交付金	5,610
06	繰入金	職員給与費等繰入金	7,058		
計					12,668
歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)	
	11	01	消耗品費	1,268	
11	04	印刷製本費	67		
12	01	通信運搬費	17		
19	01	負担金	11,316		
計					12,668

⑤その他(その他必要事項及び添付資料)

なし

事業概要調書

【国民健康保険特別会計】

健康推進部 健康管理課

款	5	項	1	目	2	疾病予防費	新規・ <input checked="" type="checkbox"/> 継続
事業名	人間ドック等助成事業						
平成30年度当初予算 事業費総額	75,604千円						
平成29年度当初予算 事業費総額	78,964千円						
平成29年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
平成28年度決算 事業費総額	67,904千円						
根拠法令等	入間市国民健康保険条例 入間市国民健康保険人間ドック等助成に関する要綱						

- ①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)  
30歳以上の被保険者を対象に、健康の保持増進を図ることを目的として人間ドックと脳ドックを受検した者に対し、その費用を助成するための費用です。助成額は28,000円(それぞれ年度内1回を限度)です。
- ②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)  
所沢市、飯能市など全国の多くの国民健康保険保険者が助成金を交付しています。

③市民参加の実施の有無とその内容					
なし					
④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		06	繰入金	職員給与費等繰入金	4
		計			4
	歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)
		11	01	消耗品費	4
		19	02	補助及び交付金	75,600
		計			75,604
	⑤その他(その他必要事項及び添付資料)				
	なし				



事業概要調書

【国民健康保険特別会計】

健康推進部 健康管理課・地域保健課

款	5	項	2	目	1	特定健康診査等事業費	新規・継続
事業名		特定健康診査事業・特定保健指導事業					
平成30年度当初予算 事業費総額		136,937千円					
平成29年度当初予算 事業費総額		141,239千円					
平成29年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
平成28年度決算 事業費総額		115,478千円					
根拠法令等		入間市国民健康保険条例					

①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)

40歳以上の被保険者を対象に、生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の増加抑制を目的に実施している特定健康診査及び特定保健指導に係る費用です。

②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)

全国の各市町村が国民健康保険の保険者であり、同様に事業を実施しています。

③市民参加の実施の有無とその内容  
なし

④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		04	県支出金	特別交付金	42,612
		06	繰入金	職員給与費等繰入金	8,377
	計				50,989
	歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)
		09	02	普通旅費	5
		09	03	特別旅費	12
		11	01	消耗品費	457
		11	04	印刷製本費	436
		12	01	通信運搬費	5,206
13		01	委託料	9,658	
14		06	その他使用料	4	
19	01	負担金	121,159		
計				136,937	

⑤その他(その他必要事項及び添付資料)

なし